

# 内閣府本府政策評価有識者懇談会議事録（第26回）

日 時：平成29年3月16日（木）12:59～14:07

場 所：中央合同庁舎第8号館427会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 題

1. 平成28年度内閣府本府政策評価実施計画（改正案）について
2. 平成29年度内閣府本府政府評価実施計画（案）について
3. 平成28年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）について
4. その他

## 3. 閉 会

○山谷座長 それでは、ただいまから「内閣府本府政策評価有識者懇談会」の第26回会合を開催いたします。皆様には、御多忙中のところ御足労いただきまして、ありがとうございます。

本日の懇談会は、前回の懇談会と同様、公開にて行います。

まず、田中内閣府大臣官房政策評価審議官から御挨拶をお願いいたします。

○田中審議官 内閣府大臣官房政策評価審議官の田中でございます。

皆様、本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、平成29年度の内閣府本府実施計画（案）や事前分析表（案）について御審議いただくことになっております。

平成29年度の内閣府本府実施計画（案）及び事前分析表の作成に当たっては、施策の特性に応じた形での評価が可能となるよう、評価方法について見直しを行っております。

また、可能な限り、事前分析表に参考指標を記載し、施策の進展状況をわかりやすくお示ししております。

加えまして、内閣官房、内閣府の業務見直しによりまして、平成29年4月から厚生労働省に移管することになっておりますアルコール健康障害対策の推進施策について、前倒しで平成28年度の政策評価を実施しました。

お集まりの先生におかれましては、忌憚のない御意見、御指摘をいただければと存じます。いただきました御意見は、今後の当府で行う政策評価の向上に役立ててまいりたいと存じます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○山谷座長 それでは、本日の主な議題は、「1. 平成28年度内閣府本府政策評価実施計画（改定案）について」「2. 平成29年度内閣府本府政策評価実施計画（案）及び事前分析表（案）について」「3. 平成28年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）について」「4. その他」の4点でございます。

それでは、事務局から本日の資料についての説明をお願いいたします。

○笠原課長補佐 お手元の資料の御確認をお願いします。議事次第に資料一覧がございます。資料1～6、参考資料がございます。不足等がありましたら、事務局にお知らせいただければと思います。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

では、議題に入ります。議題1から3まで、事務局から説明をお願いいたします。

○笠原課長補佐 それでは、議題1から3について、まとめて説明させていただきます。

まず、議題1の平成28年度内閣府本府政策評価実施計画の改定案について説明いたします。資料1、資料2-1、資料2-2を御覧いただければと思います。資料1は政策評価体系の変更箇所一覧、資料2-1は平成28年度の実施計画（改定案）のポイント、資料2-2は平成28年度の実施計画改定（案）となっております。

まず、資料1でございますが、一番左の列に平成28年度の実施計画の現行の体系、真ん中の列に改定案を記載しておりまして、その中間の余白に「名称変更」と記載しておりますが、それが今回の改定案の変更箇所となっております。

今回の改定案では、政策4-施策③の「地方創生リーダーの人材育成・普及の促進」について、表現の適正化を行っております。

また、2ページになりますが、新法の成立に伴って内閣府の業務に追加されました政策21-施策①の「成年後見人制度の利用の促進」を政策評価体系に追加しております。

次に資料2-1をですが、平成28年度実施計画（改定案）のポイントをまとめております。

まず、1つ目の政策評価体系の見直しですが、先ほど資料1で御説明させていただいたとおり、2点の変更を行っております。これによりまして、平成28年度に内閣府にて実施する施策のうち、事後評価を実施する政策・施策は、24政策・62施策となりました。

改正点の2つ目でございますが、総合評価方式により事後評価を行う施策について、新たに2つの施策を追加しております。

具体的には、先ほどの資料1とあわせて御覧いただければと思いますが、政策12-施策②の「青少年インターネット環境整備の総合的推進」について、従前は目標管理型の実績

評価方式により評価させていただいておりましたが、今回の改定案では総合評価方式により政策評価を行うことといたしました。

また、今般、政策評価体系に追加いたしました政策21の「成年後見人制度の利用の促進」についても、同じく総合評価方式によって政策評価を実施することといたしました。

改正点の3つ目でございますが、「アルコール健康障害対策の推進」につきまして、平成29年4月に厚生労働省に移管されることとなりましたので、評価実施時期を前倒しいたしまして、移管前である平成28年度中に政策評価を実施することといたしました。

以上、議題1の説明でございます。

続きまして、議題2の平成29年度内閣府本府政策評価実施計画(案)及び事前分析表(案)について御説明させていただきます。資料3-1と資料3-2を御覧いただければと思います。

資料3-1は、平成29年度内閣府本府政策評価実施計画(案)のポイント、資料3-2が平成29年度の内閣府本府政策評価実施計画(案)となっております。

資料3-1を御覧いただければと思います。平成29年度の実施計画(案)のポイントは、資料の記載のとおり、主に3点ございます。

1点目は、政策評価体系の見直しに関してでございます。先ほどの資料1とあわせて御覧いただければと思いますが、まず、業務の終了及び移管に伴い2つの施策を削除しているところです。具体的には、平成28年度の政策3-施策④の「サービス業の生産性向上の推進」について、業務が終了いたしましたので、政策評価体系から削除しております。

また、先ほどもお話しさせていただいた「アルコール健康障害対策の推進」については、これも平成29年4月に移管されることとなりましたので、政策評価体系から削除しております。

②の組織改編に伴う政策・施策の追加でございますが、内閣官房の業務の見直しに伴い、内閣府に移管されました政策22の「有人国境離島政策の推進」を新たに政策評価体系に追加いたしました。

さらに、③の新法の成立に伴う政策・施策の追加ですが、政策3の休眠預金に係る資金の活用に関する制度の運用につきまして、議員立法の成立に伴って、内閣府の施策として実施することとなりましたので、今般、政策評価体系に追加しております。

その他、政策4-施策④の地方創生に関する知的基盤の整備につきましては、今年度においては既に地域経済分析システム(RESAS)の普及・促進のフェーズに入ったということで、地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進に名称を変更しております。

改正点の2つ目でございますが、事前分析表につきまして見直しを行っております。これは昨年を引き続きまして評価を実施する周期の見直しや、参考指標の導入を行っているところでございます。

具体的には、政策1-施策①の「公文書管理制度の適正かつ円滑な運用」、及び政策9-施策③の「災害復旧・復興に関する施策の推進」につきまして、施策の特性に応じた形

での評価を実施するという観点から、評価方法について見直しを行いまして、基本的にはモニタリングを行い、目標未達成時のみに評価を行うという評価方法に変更いたしました。

また、②ですが、可能な限り事前分析表に参考指標を記載するように努め、今年度は5つの施策について新たに参考指標を記載いたしまして、施策の進捗状況をわかりやすくお示ししているところでございます。

主な改正内容の3つ目でございます。今年度新たに政策評価体系に追加されました休眠預金に係る資金の活用に関する制度の運用と、有人国境離島政策の推進につきまして、総合評価方式により事後評価を行うことといたしました。

以上の見直しを行った施策も含めまして、事後評価の実施政策の評価方式をまとめたものが資料3-3となります。資料3-3を御覧いただければと思いますが、平成29年度に政策評価を実施する施策は全部で25政策・64施策となっております。このうち、目標管理型の実績評価方式によるものは46施策、総合評価方式によるものは18施策となっております。

以上、議題1及び議題2についての説明を終わらせていただきます。

次に、議題3に移らせていただければと思います。資料4を御覧いただければと思いますが、平成28年度の内閣府本府政策評価を実施する施策のうち、アルコール健康障害対策の評価について御説明させていただきます。

詳細については資料を御覧いただければと思いますが、内閣府における当該政策の取組は非常に短期間だったこともあり、数値目標の進捗状況に係る詳細な評価というのはなかなか難しかったところではあります。評価書に記載させていただいておりますとおり、基本計画に従って施策に取り組んでおり、一定程度の政策の進展が見られたものと評価しているところでございます。

以上、議題3に関する説明を終わらせていただきます。

○山谷座長 議題1、2、3の説明が終わりましたので、どこからでも結構ですので、御質問とかコメントがございましたらお願いいたします。

私のほうから。資料3-3で、評価方式がずらっと並んでいるのですが、事前にメール添付でいただいていた資料では、一番上のブルーのところの「評価方式」の隣に「モニタリングの活用」と書いてあったのですが、これは表現を変えられたのですか。

○笠原課長補佐 以前の懇談会の際に、「モニタリングの活用」という表現がどういうものなのかわかりにくいという御指摘をいただいていたこともございまして、「目標未達成時に評価する、又は数年に一度評価する」という記載に修正をさせていただいております。

○山谷座長 わかりました。

資料1で、真ん中のところに「4. 地方創生の推進」とありますね。それで、「④地方創生に関する知的基盤の整備」が名称変更で、「地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進」というふうに変わっているのですが、これはもう少し表現をわかりやすく御

説明いただくと、何だったのかというのをもう一度、聞き漏らしたかもれないので、教えていただきたいのですが。

○笠原課長補佐 これにつきましては、今までは地方創生に関する知的基盤の整備ということでやってきたところがございますが、平成29年度につきましては、既にある程度整備され、普及・促進というフェーズに入ったということです。

○山谷座長 フェーズが変わったと、さっきおっしゃっていましたね。わかりました。

○横田課長 地域経済分析システムという、略称でRESASと呼んでいるものがございまして、各自治体がまず自分の地域を、データを基にきちんと把握した上で、計画と、施策をつくりましょうということで打ち出されたものです。今まで経験や勘に頼って施策をつくっていたけれども、それではいけない、きちんとしたデータに基づいて計画や施策をつくるべきだということで、例えば、製造品出荷額、農業産出額、観光入込客数等、いろいろなデータを有意に分析できる、自分の県あるいは自分の町が、どれくらい人が来て、物をつくって、どこに売っているのか、そういうことがわかるシステムを作り上げました。まず、それを作り上げることがこれまでの施策でした。

それこそ、いろいろ改良もしてきたのですけれども、ある程度必要なデータが大体全部見ることが出来るようになって、作り込むフェーズから、それをどんどん使っていただくというフェーズに移ってきたということから、普及・促進ということで施策の名前を変えたというところがございます。

○山谷座長 わかりました。ありがとうございます。

いかがですか。

○田辺委員 何点か。今のところの28から29に移ったところで、28から29に移ったところで、「サービス業の生産性向上の推進」がなくなったのは、これは根拠法か何かが変わったのですか。3-④のところ、「サービス業の生産性向上の推進」が29年度はなくなっています。

○事務局 「サービス業の生産性向上の推進」ですが、平成28年度の補正予算で予算がついた施策でございまして、政策統括官（経済社会システム担当）の産業雇用担当ほうでコンサルタントに委託をし、そこでうまくいった事例を横展開するという施策でございまして従いまして単年度の事業と御理解いただければと思います。

○田辺委員 わかりました。それが1点目です。

それから、追加のところ、休眠預金の制度運用というのが29年度に入ってきて、これは議員立法でできたので、内閣府が引き取ったということなのだと思うのですけれども、これは29年度に総合評価方式でやろうという形になっています。

何が言いたいかという、ああいう作りたてのものというのは、総合評価はデータがそろってないのでやりづらいのですよ。簡単に言うと、こういう新しくできたときは、制度が動かすために定着しているかどうかみたいなのを、進行管理とは言わないけれども、ここまでやる予定だったのがどれくらいできたかというところにとどめておいて、それが

実際にどう運用されてどういう効果があったかみたいなことは、結構厳しい。評価として熟度がそんなに高くないので、ある意味、進行管理で実績評価方式みたいな形で、どこまでやるといって、その中身も目標とかをきちっと書いていなくて、体制を構築しましたぐらいのものでチェックするぐらいでいいのかなという気がするのです。何で総合評価という、ある意味、簡単に言うと負担がかかるようなやり方でやるのかなというのが、いま一つわからないということです。残りの総合評価方式に関しては、下に施策が幾つもぶら下がっていて、それを全体でしてみようかみたいな部分なので、残りのは大体見当がつくのですけれども、これだけ何で総合評価でやるのかなというのがわからないのが2点目でございます。

3点目は、今回出てきた総合評価書の中で、アルコール健康障害対策にかかわるものがありますけれども、内閣府でやっているものは、その広報部分を恐らく、ちょろっと言うと失礼ですけれども、担当して、実際のカウンセリングとかそんなのは厚労からスタートして都道府県のほうに投げられているのだと思うのですけれども、これの3ページ目のところで、もとの基本計画のところで数値目標が入っているのがございまして、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及というので、生活習慣病で飲み過ぎると肝臓が悪くなるみたいな話かもしれませんが、13%、6.4%とか、未成年者の飲酒をなくすというので、このまま書いてしまうと0%で、達成無理と確定しますし、妊娠中の飲酒をなくすことでも、ないと書いてあるからゼロではあるのですが、この数値目標のチェックというのをどこかでやっているのでしょうか。基本計画をやって、最終年度のところで何かの形で調べないといけないと思うのですというのが一つ。

それから、次の目標のところ、相談拠点が全て都道府県に1個以上あるというのと、アルコール依存症の専門医療機関が各県1カ所以上定められているというところがあると思うのですけれども、この実態が29年度が終わったときにどうなっているのということは、内閣府のこの評価書の中に書くかどうかはわからないのですが、ほかの省庁の担当といえば担当なのかもしれませんが、どこかでやっていかないとまずいので、それはどうなっているのでしょうかというところをお聞きしたいと思います。

以上、3点ほど、とりあえず。

○横田課長 まず、2点目のデータのなところでございますけれども、要は昨年5月段階で基本計画をつくったところでございます。その段階でいろいろと数字的なものは、担当部局のほうも一応押さえているところです。例えば、生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者の割合、中高生の飲酒割合の推移などはデータとしては押さえています。

○田辺委員 これは毎年とっているのですか。

○横田課長 物によっては毎年ですけれども、そうでないものもあります。飛び飛びのものもあります。

最近のデータがあればもちろんいいのですが、計画づくりが行われて、その直後でまだ1年も経過していない段階でございまして、この時点でデータをとれるという状況でもな

かったものですから、本来であれば、進捗状況がお示しできればよかったですけれども、難しいということで、データのほうは盛り込めなかったというのが実際のところでございます。

○事務局 御質問のございました休眠預金でございますけれども、総合評価方式を採用した理由といたしましては、内閣府は非常に多くの基本計画等があるのですけれども、5年もの、3年もの、といった計画や大綱を持つ施策について積極的に総合評価方式を活用してはどうかというふうに、大臣官房のほうから原課のほうに投げかけております。休眠預金の施策も来年度審議会を立ち上げ、来年度に基本計画等を作成しどのような形でお金を出資していくのかというような仕組みをまず決めます。その上で、ここ数年をかけて実際に仕事をやってくるような形になりますので、そうしたトータルパッケージを数年間かけてでき上がったものを大きく評価しようという形で、総合評価方式というのをとらせていただいているところでございます。

従いまして来年度できた基本計画をその後の5年間で基本計画のフォローアップに合わせて、そのフォローアップの資料をうまく使いながら評価ができればよろしいのではないかとというような投げかけを当課からさせていただいた次第でございます。

○田辺委員 わかりました。そういうお考えなら、私は問題ないかなと思います。

○南島委員 御説明ありがとうございました。

幾つかお尋ねしたいことがあります。1つは、まず資料3-3の評価方式です。施策の特性に応じて評価方式を選ぶということですがけれども、政策評価広報課のほうで、目標管理型評価なのか、総合評価方式を選ぶのかという、何らかメルクマールというか、こういう政策は目標管理型でやるのですよ、こういう政策は総合評価でやるのですよという説明はひょっとすると可能なかなと感じながらお話を伺っていたのですけれども、いかがでしょうかというお尋ねです。それが1つです。

それから、これは言葉を教えていただければと思うのですが、実績評価方式（目標管理型）と書かれていますけれども、モニタリングということで、この2つの関係がどうなのか。モニタリングというと、プロセスのモニタリングとアウトカムのモニタリング、これは違うものですから、アウトカムのモニタリングの話だけをしておられるのか。ただ、それは目標未達の場合ということですがけれども、数年に一度モニタリングをするとおっしゃっておられましたけれども、これはどちらのモニタリングだろうと思いついて伺っていました。この2つの関係、実績評価方式（目標管理型）とモニタリングとの関係を補足していただければと思います。

3つ目はコメントです。総合評価方式のアルコール健康障害対策について、私もこれはどうあるべきなのかなと思いついてお話を伺っていました。お話は、これは進行中のものだったので、このくらいしか書けなかったと。これはこれでよろしいかと思われま。

ただ、それが総合評価方式で評価をしたという形になるのかどうか。基本法の段階から厚労省のほうに移管が予定されていたということで、どのみち何らかの総括はしなければ

ならないのだけれども、どういう形で総括するかというのが難しかったということなので、総合評価方式ということでこれを言ってしまうといいのかなと思わないでもなかったのです。現実としては実績評価（目標管理型）ではできないので、消去法で総合評価というわけで一定の整理をしたということかなと理解をしたところです。

もし何か補足等があれば、教えていただけましたら幸いです。以上、3点です。

○笠原課長補佐 では、先に2点目の評価方式とモニタリングの話を説明させていただければと思います。

評価方式という部分は、基本的に事後評価をするときにどういう評価方式をとるかということを書いております。モニタリングの活用という欄は、安定的に制度が運用されて、目標がある程度安定的にクリアできるような施策について、毎年毎年政策評価を実施するのではなくて、例えば目標未達成のときだけ事後評価を実施して、そうでないときは、目標値の実績値モニタリングするという形の政策評価方法にしているという整理でございます。

○南島委員 そこだけレスポンスしますと、これは計画期間内に評価は行われるということなのでしょうか。法律上の制約があるのではないかなと思わないでもないのですが。目標未達時ということは、しないこともあるということですかね。それとも、計画期間内ではどこかで必ずする予定であるということなのですか。

要するに、基本計画と実施計画とここに書かれている目標未達時の関係を聞いているわけですが、そこはどのような整理になるのでしょうか。

○横田課長 ある意味では毎年チェックをしているということにはなるということです。というのは、数字として本来達成すべき目標があって、それが達成していないときに何かあったのか、異常が発生したということで、その原因は何だろうということを検討することになりますので、数字をクリアをしていれば、施策の目的が達成している、効果が得られているということになるわけですから、その意味では、毎年、そういう数字については見ているということだと思います。

○南島委員 そうすると、評価書は作成されるということですね。どうなるのですか。

○事務局 未達時評価についてですけれども、平成27年度の総務省の目標管理型の改善方針のほうで出されていますが、実績が事前分析表によるモニタリングがされていれば、必ずしも事後評価する必要はないのではないかなという話が出て、これを取り入れたというのが昨年度からです。

○南島委員 そうすると、実施計画のほうには記載しないということですね。

○事務局 その通りでございます。

○南島委員 そういう整理をされているということですね。わかりました。

○事務局 1点目の御質問、総合評価の目標管理型のメルクマールというお話があったと思うのですが、そちらにつきまして、先ほど田辺先生から御質問のあった点とお答えとしては類似するのですが、内閣府は基本計画とか大綱というものが沢山ござい

まして、基本的にそうした大きな政策パッケージについては総合評価方式がなじみやすいだろうと考え導入しております。内閣府は大きな大綱とか基本計画を持っていますので、そのフォローアップの時期に合わせて、それらの資料を使ってうまく評価していこうと。ペーパー作業が二重、三重になるのはもったいないですから、そうしたパッケージ、パッケージの評価というふうに、ちゃんと総合評価のほうでやっていく。

一方で、目標管理型の実績評価でいうと、毎年度毎年度数字を追いかけていったほうが良いという施策があると思いますので、そうしたものに関しては、総合評価ではなくて目標管理型と位置づけて整理をしている次第でございます。

○南島委員 今の御説明はよくわかるのですが、例えば休眠預金とか、例えば科学技術イノベーションとか、こういうものは今の御説明の枠には入らないお話ですよね。

○事務局 両施策とも基本計画が既にある、あるいは策定予定でございます。

○南島委員 では、今の説明、枠に入ることですね。

○事務局 今の説明のとおりでございます。

○南島委員 全部入りますかね。

○事務局 基本的には入ります。

○南島委員 青年国際交流の推進はどうですか。

○事務局 青年国際交流という意味では、確かにその整理の枠外かもしれません。

○南島委員 何か抽象的に説明できそうだなと思いましたので、少し整理するといいなかなと思ったというだけの話です。

○田中政策評価審議官 青年国際交流も、広く言うと、子ども・若者施策の一環の中に入っていて、大きな事業として別に分かれているのですけれども、そういう大きな大綱の傘の下には入っているものです。

国際交流自身を見直すということで、いわば点検を今まで繰り返してきていますので、それもあって総合評価という位置づけと思います。

○南島委員 そうすると、今の御説明ですと、子ども・若者育成支援の総合的推進で一回レビューをして、さらに特出しで、青年国際交流を総合評価をかけるということになっているということですかね。

○田中政策評価審議官 施策の体系から言うと、青年国際交流事業は若者施策のうちの一つという位置づけにあり、ただ、事業自体は非常にボリュームが大きいので、それは一つ別に分かれています、しかも政策の中身自体を見直して、大きく変えて、実際どれほど効果があったのかというような公開測定なんかも別途やっているところです。そういうものを踏まえて、別建てで総合評価方式をしているという実態です。

○南島委員 そうすると、これは総括年が32年と30年で分かれておられますけれども、これは別建てにしても差し支えないということでしょうか。

○田中政策評価審議官 子ども若者の施策のほうは5年に1回のようなタームがありますので、それに合わせて、それと別途、こちらの青年国際交流は期間を設定しているとい

うことです。

○南島委員 ありがとうございます。

ちなみに、そうすると、子ども・若者育成支援の総合的推進、これは取組としては大体どれぐらいのタームでなされているものですか。

○田中政策評価審議官 これも5年のタームではなかったかと思います。

○南島委員 そうすると、総合評価を実施する年度が2年ずれているのは、これでよろしいのでしょうか。

○横田課長 計画がなければ評価できないかということ、そうではないと思います。もちろん計画があれば、本来であれば施策体系をきちんとつくって、それに基づいて評価するのが一番いいのですけれども、評価するに一番ふさわしい数値が集めることができるか、全て完備できていればいいのですけれども、必ずしもそういう形で評価できないものもあるわけでございます。そういうものについて、どういうふうに評価していったらいいか。あるいは、数字だけでなかなか全て把握できないものもあるというときに、どうしたらいいか、いろいろな定性的な判断も含めて総合評価するということもありますので、必ず全部体系化されているとか、そういう計画があるとか、そういうことで全て整理できるものではないということは御理解いただきたいと思います。

○南島委員 もちろんおっしゃっていることはよく理解しているつもりです。大きい枠組みが子ども・若者育成支援の総合推進であって、その中に青年国際交流も含まれているということで、そうすると期間の部分が同じかなと思っていてと評価年が違うので、ここはどういうことでしょうかということが質問の趣旨です。

○田中政策評価審議官 そこは、子ども・若者育成支援は、国際交流だけではなくて、たくさんの方の施策の体系があって、それ全体について評価している。だから、5年に1回大綱のようなものをつくって、その都度点検をしていくというリズムです。その中の一施策として青年国際交流というのは入っている。そういう観点で見るとということになると思います。

ただ、青年国際交流自身を一つ切り出して、その青年国際交流の中の枠組みでの評価も別途行っている。全体と部分の関係でありますので、必ずしも期間が合っている必要性はないものと考えております。

○南島委員 わかりました。

そうすると、子ども・若者育成支援の総合的推進は、大綱にはなっているけれども、特に期間の区切りというわけではないということですかね。青年国際交流もひもづけられてはいるけれども、期間の区切りが一致しているわけでは必ずしもないということですね。

○田中政策評価審議官 はい。

○山谷座長 担当している課は同じところなのですか。

○田中政策評価審議官 隣同士でやっています。子ども・若者の全政府的な施策を扱っているところと、いわばその一翼ではあるのですが、事業としては非常に大きなものになっ

ていて、その担当が隣にある、そういう感じになっています。

○山谷座長 よろしいですか。

○田辺委員 もう1点だけ。余りに早く時間が終わるので、何となく危ないので。これは単純にどうなっているのということをお伺いしたいだけです。

29年度の実施計画の中で、租税特別措置にかかわる政策はないと。そうかなとは思いますが、すけれども、他方、税額控除対象の公益法人に対して寄附とかをやったときに、その情報はどういう形で回ってくるのかなというのと、これは全体で誰かどこかで見ているのでしょうか。あと、そもそも租特の対象になるかどうかというのは、一般の法人税法とかで定められているのと、それに除外という形で、例えば研究開発なんかは経産のほうでつくって出していますから、それは租特だというのはわかるのですが、寄附金を税額控除の対象になる法人に出したときに、法人税のこっちの、個人もあると思うのですが、除けるというのはどこの法律で決められていて、それから言うと、租税特別措置の対象にはならないという形の整理をしているのだと思うのですが、どういう関係にあるのかというところですか。つまり、法体系でどうなっているのかというのと、情報はどう流れているのかというのと、それを全体で見ているようなところがあるのかなというところをお教えいただけたらと思います。

○横田課長 昨年の懇談会で租税特別措置の事後評価をお願いしましたが、あの措置は恒久措置なのです。ですから、租税特別措置は期限付きがほとんどなのですけれども、期限があれば、期限のときに、2年、あるいは3年の更新のときに必要性を再検討しますので、それに対応することになります。ただ、恒久的に措置されているものについては、いつチェックするのだということがありますので、そのときには政策評価の実施計画期間終期に当たっていましたので、その時点の恒久措置についても事後評価したということでもございました。今回はそれに該当するものはなしという状況です。

○田辺委員 ちなみに、それは国税庁で控除を使っている法人の情報というのは流してくれるのですか。

○横田課長 例えばどれくらい活用実績があったか、そういう法人税関係の情報は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書としてそれぞれ各担当部局のほうでいただいています。

○田辺委員 すると、法人のほうで寄附したと言って、こっちでもらっていないということをチェックすることも可能なわけですね。

○横田課長 個々の案件という意味ですか。

○田辺委員 個々のです。

○横田課長 個々の案件ではなくて、全体でまとまった数字について承知をしているということです。だから、どれくらい適用件数があって、それによる減税額があつてと、そういうまとまったデータとしてはいただいている。

○田辺委員 個々の法人名はもらっていないと。

- 横田課長 個々のものまでは頂戴はしていません。
- 田辺委員 だけど、法人数は把握しているわけですね。
- 横田課長 いわゆる全体の数字として承知しています。
- 田辺委員 そうするのは誰もチェックしていない。国税庁だけ。
- 横田課長 税の減免を受けるときにはいろいろな手続がありますから、それを全て把握しているのは国税でみれば国あり、地方であればそれぞれの自治体になるのですけれども、我々が税制改正を要望するときには、例えば業界団体、自治体に聞いて、数字を組み上げるということをしますけれども、本当に全てと言っては変ですけれども、完全なデータをお持ちなのは税務当局だけです。
- 田辺委員 しかも、個人の寄附金のほうは、国税も情報として束ねて回してはいないわけですね。
- 横田課長 いわゆる個別の情報は我々は承知しておりません。
- 田辺委員 要するに、法人分が幾らというのは出てくるとは思いますけれども、個人寄附金の件数みたいなもの、税額控除で使ったところのあれは把握していないのですね。それはどこかが把握していないのか。
- 横田課長 把握しているのは税務当局です。
- 田辺委員 逆に、寄附されたほうの公益法人が、寄附が幾らあった、これは所得税の控除の対象になっているというのを、こっちの公益法人を管理しているところに報告はさせていないのですか。
- 横田課長 公益法人の数を考えますとそれは難しいと思います。
- 田辺委員 それプラス、税額控除の対象になっている、これはやっていないのですか。何か悪いことができそうな気がする。
- 横田課長 悉皆調査は可能かと言われると、なかなか難しいところはあります。
- 田辺委員 業務的には、黙って入ってくる情報ではないということですね。
- 横田課長 そうですね。自動的に入ってくる情報ではないです。
- 田辺委員 今週、一生懸命確定申告を自宅でやっていたので。ここを何とかやれば、もうちょっとあれしたかなとか。
- 山谷座長 今のを忘れるといけないので、自分の言葉でもう一回しゃべるので、そのとおりかどうか御確認ください。
- 租特に関しては、恒久的なものに関しては、こちらの評価の計画の年限が来たときにやっているという形ですね。
- 横田課長 それがちょうど到来したのが昨年の夏の懇談会で御謀りしたものでございます。
- 山谷座長 時限的なものに関しては、その時限が来たときに評価をやる。こういう理解ですね。
- 横田課長 そもそも延長要望のときに評価しているので、事後評価を行っていません。

○事務局 延長・拡充要望の場合は、事前評価書をもって事後評価にかえています。それがガイドライン上も定められておりますので、いわゆる延長・拡充要望がある場合ですと、こちらの実施計画に書かれている事後評価の2のポツを読んでいただくとおわかりのとおり、事後評価の対象とする政策でございますので、事前評価をもって延長・拡充要望の場合は事後評価にかえているという整理が一般的にはなされております。なので、租特の事後評価をするということが稀なケースということでございます。

○田辺委員 逆に租特要望というのは、内閣府で出しているもので、今動いているものは何かあるのですか。

○事務局 昨年度で言えば、沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の延長とか、沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長であるとか、民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設といったものも出しています。

○横田課長 租税特別措置は期限付きが通常ですので、余り恒久措置というのは存在しないと思います。

○山谷座長 深いですね。

○田辺委員 深いかどうか、制度がよくわからない。これは確かに見えないですね。

○山谷座長 わかりました。

○南島委員 指標についてお伺いしてよろしいですか。

29の政策3－施策③、道州制です。これが基準値100%、目標値100%、実績100%と書かれていまして、指標の内容は「移譲した事務・事業のうち特定広域団体が成果が出ていると評価している事務・事業の割合」と書かれています。特定広域団体は現在北海道のみということですがけれども、これは北海道が成果が出ているので、数値としては100%になる。1分の1ということですね。そういうふうなことを書かれているのか、もう少し違う意味があるのかというところを教えてくださいたいのです。

○事務局 先生が御認識のとおりでございます。北海道側からの評価を受けて、このようになっている。

本来、この理論というのは、道州制の特に州のほうが進んでいけば、ますます本来どうだったのかというのをモニタリングしていく意味があるのですけれども、御指摘のとおり、こちらの特定広域団体というものが今のところ北海道しかないという状況ですので、事実上、施策としては続けているのですけれども、なかなか残りの部分が動いていないというところが現状ではございます。

○南島委員 何か違う表現はできそうにないのですかね。

○事務局 もう少し状況の変化があつて、そこら辺の話が進んでくれば、変化があるのではないかと認識しております。

○南島委員 わかりました。

次に、29-39、政策12-施策④、ユニバーサルデザインの関係です。これも100%。100%だと目立ってしまうので、そこを聞くということになります。目標値の100%の設定ですが、

国民誰もが理解を深め、認知度があるかどうかというところをここは問う、誰もが理解しているという状態を理想の状態とするということだと思いますが、これは調査か何かをされているのですか。

○事務局 悉皆ではないのですけれども、サンプル数が1,000単位ぐらいで、毎年度担当のほうで調査をかけておまして、そちらのほうでバリアフリーの認知度という形で質問を投げかけさせていただいた結果がこちらになります。

100%というのは目立つという御発言がありました。我々政策評価担当部局と原課のほうとも話し合いをしたのですけれども、こちらのほうの測定指標の選定理由のほうにも書かせていただいたのですけれども、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進要綱で100%を目指すということが、閣議決定が先行していますので、その御旗をおろせない。やはりそこを一旦目指すという閣議決定があるというのが目標設定の根拠になっているところでございます。

○南島委員 わかりました。でも、その閣議決定の100%は、サンプル調査での100%と一致はしないわけですね。閣議決定の100%は、国民誰もが知るのが理想であるということを書いておられるわけですね。だから、行政活動の究極の目標、ゴールなわけです。そうすると、こういう何らかの測定をしようというときには、当面の目標を間に挟んで、そのことの距離感を計測するというのが一般的だと思いますし、ほかの施策だと前年度以上と書かれていたりするので、そこは識別してもいいのかなと思います。ゴールとオブジェクトの違いということです。

閣議決定はもちろんゴールを表現しておられるということで、それはそれでいいと思います。それとオブジェクトが一致している必要は別がないというふうに政策評価の理論では言うのですけれども、御検討くださいぐらいにしておきます。

○横田課長 閣議決定で目標100%としているもので、そういうときに暫定的な目標を設定するのは果たしていかなものかということがございまして、その意味で100%とさせていただいているということでございます。

○南島委員 ありがとうございます。

もう一つ、100%。29-51、政策16-施策②、国民経済計算。これも100%ですが、これは100%の目標で、27年度は100%実績ということですが、その後は集計中ということですが、統計を事前の公表予定どおりに公表したかどうか、統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表したかどうかということ、これが100%という数字で表現されているわけですが、やったかやらなかったかということなのかなと思うのですけれども、そういう理解で良いのかどうかです。

もし、例えばちょっと遅れたということになると、この数字が98%とか、そういう数字の表現になるとやはりおかしいと思うのですけれども、それはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○事務局 先生の御認識のとおりで、実施したかしないかというところに、まさにその表

現ぶりの問題なのかなと思っております。

こちらのほう、いわゆるSNAですね、GDP統計なのですけれども、端的に言ってしまうと、日本政府として出しているGDP統計が一秒一分たりとも予定どおりにいかないとなると、国際経済に対して非常に甚大なる影響を与えますので、絶対に100%必達と。逆に言うと、やれないということはそれだけ国際経済における信用度を落としてしまいますので、もう表現ぶりの問題次第なのかなと。

○南島委員 そうですね。その表現が100%ということでもいいのか。こだわるようで申しわけないのですけれども、これは100%以外はないわけですね。

○事務局 ある意味100%以外ない目標。

○南島委員 でも、パーセンテージで表記すると、95%はどうで、96%はどうでということについては、こういう2つの基準でとても表現できなさそうなので、百分率の表現自体が適正かなという疑問があるということです。意見として聞きおいていただければと思います。

○事務局 承知いたしました。

○横田課長 そこはいわゆるモニタリング、目標未達成時に評価をするという形になっていきますので、表現の適否の問題はありますけれども、意図しているところは御理解いただきたいと思います。

○南島委員 以上です。

○山谷座長 よろしいですか。

○田辺委員 これまた、後学のために聞くのはよろしくないのかもしれませんが、幾つか教えてほしいところがあります。

政策13-施策③の東日本大震災に関するバイオレンスに関する相談事業というところで、測定指標のところは、要請があつて、それに対して研修をしたところで100%というのは、まあそうかなという気はするのですが、ちなみにこれは何件ぐらいやってくれという応募というのでしょうか、今はどのくらい。これは割り算をすると実数が見えないので、どうなっているのかなというのを伺いたい。評価には関係ないですけれども、実態はどうなっているのかというところが1点目です。

2つ目も同じようなところで、次のページの14-①のところで、恐らく競争的資金で委託研究をしてもらって、それがガイドラインとか評価のほうにどう反映されたかのところで、20%のところを30%までもってくるというのはわかりますし、実績の管理の仕方としても問題はないと思うのですけれども、これも単純なことでありまして、どのくらい委託研究をやっているのでしょうか。

あと、例えば私が、全然関係ない中医協絡みのところで何かの基準をつくるといったときは、委託研究をやると、ほぼ100%それを使って、それの上に乗っかって数字を出すので、要するに以前委託研究ではなくて設定されたもの以外を考えれば、カレントリーに考えると、まず使われるのですけれども、そういうものでもこの委託研究というのではないのでし

ょうか。件数と、委託研究の使われ方の実態はどうなっているのというところを、おわかりになるならお教えいただきたい。

以上、ここの相談事業と、食品健康影響評価の委託研究の使い方に関する部分です。事前評を重くするのは嫌なので、書けとは言いませんけれども、その裏の実態を理解していないと何もわからないので、後学のために御質問いたしました。

○横田課長 今、手元に数字はございませんので、注記や括弧で参考的な数字が入れられるかどうかは、今後検討したいと思います。

○田辺委員 事後評価のときに、その数字があるのでしたら、そのときにまた勉強しますので。

○横田課長 そもそも測定指標の中に入っているもので、参考指標扱いはおかしいと思いますので、入れるとしたらどういう方策が考えられるか、担当課と相談させていただければと思います。

○山谷座長 よろしいですか。

○田辺委員 はい。

○山谷座長 いろいろ議論をいただきましてありがとうございます。

その次、議題4、その他でございます。今後の予定等ということで、第6次内閣府本府政策評価基本計画（案）及び今後の予定について、事務局から御説明をお願いいたします。

○笠原課長補佐 まず、第6次内閣府本府政策評価基本計画（案）について御報告させていただきます。資料5及び参考資料5を御覧いただければと思います。

今回、現行の第5次内閣府本府政策評価基本計画の計画期間の終了に当たりまして、同計画を改定し、第6次内閣府本府政策評価基本計画を策定したところです。

第5次基本計画からの変更点といたしましては、項目1の計画期間部分を平成29年度～平成31年度と変更いたしました。

あとは、些細なところではございますが、項目2の政策評価の実施に関する方針について技術的修正を行っております。

次に、今後の内閣府本府政策評価のスケジュール（案）を説明させていただければと思います。資料6を御覧いただければと思います。

本日御議論いただいた平成28年度実施計画、平成29年度の実施計画等につきましては、速やかに内閣府内の決裁をとりまして公表したいと思っております。

次回有識者懇談会については、平成28年度実施施策にかかる政策評価（事後評価）に関して、8月頃に御審議いただきたいと考えております。

以上でございます。

○山谷座長 今の御説明ですけれども、よろしゅうございますか。

余り大きくは変わっていないですね。

○南島委員 御質問よろしいですか。

基本計画の5ページの実績評価方式と書かれているところですがけれども、目標管理型評価という言い方を新たに総務省を初めするようになってはいますが、内閣府の用語法としてはどちらを使われるといたしますか、実績評価方式を今後も使っていられるということではよろしいのですか。

○笠原課長補佐 基本的にはその方向で考えております。

○山谷座長 実績評価方式（目標管理型評価）。

○南島委員 そうですね。きょうの資料にも（目標管理型）というのがよく出てきましたので、そういう使い方をするのであれば、基本計画でもそういう用語法だということで統一してもいいのかなとも思いましたけれども、従前の実績評価方式ということで十分のような気もするのですが、このあたりの用語の整理ですね。必要なか、必要でないのか。新しく目標管理型評価というのが出てきたので、ちょっとややこしくなっているところではあります。

○山谷座長 これは全くイコールでもないですね。

○南島委員 総務省のほうが目標管理型評価についていろいろ整理されていましてからね。違うもののような気もするのですが、詳しくないのですが。

○田辺委員 実績評価の中の改善案みたいなものを行ったときに、目標管理型という形で実績評価を位置づけて、それで指標とかをきちっとやりましょうとか、事前分析表をつくりましょうみたいなことを言っていたので、大体イコールだと思って間違いないと思います。

○山谷座長 実績評価のやり方として目標管理型があるという理解ではないのですか。

○田辺委員 そう言えばそうですが、そこから除かれているものは何があると言われると、ほとんど空集合になって。

○山谷座長 では、ほぼイコールなのですね。

○南島委員 そうですね。実績評価という言い方をすると、別にアウトカムでなくても、追跡するターゲットとなるインディケータがあればいいのかなと思います。目標管理型だと限定されるようなイメージがありますね。アウトカムなり、アウトプットなりというところに限定したことを実績評価としてやりますというふうなイメージがあります。両方出てくるのは、余り美しくないかなということでもあります。

○山谷座長 混乱するでしょうね。

○南島委員 そうですね。それか、こちら側に一緒に書いてもいいのかもしれませんが、成果重視型事業を対象とされるということであれば整理が必要になってくるかもしれない。

○横田課長 あと、総務省のほうでも、方式についての検討は引き続きされているところで、こういうふうにしますと固まっている段階でもありませんので、それは様子を見ながら対応するのがいいのかなと思っております。

○山谷座長 先生は最近、総務省のほうでもいろいろアドバイスをされたりしていますか。

○田辺委員 また、こき使われました。

○山谷座長 では、その経緯を。

○田辺委員 規制のほうは大分やりましたけれども。

○山谷座長 わかりました。

では、本日の議事に関しまして、他にも何かございましたら。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、議論が尽きましたようですので、よろしければこのあたりで議論を終了いたします。

次回の懇談会につきましては、「平成28年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）」を主な議題として、8月頃を目途に開催したいと思います。

以上をもちまして、第26回内閣府本府政策評価有識者懇談会を終了いたします。皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございます。